



大田区高齢者住宅契約家主助成金のご案内



【事業のご案内】

この事業は、大田区生活支援付すまい確保事業で入居した高齢者世帯と賃貸借契約をした家主へ、補償保険に要する費用の一部を助成する事業です。

【事業対象となる方】

大田区生活支援付すまい確保事業を申請した高齢者世帯と新たに賃貸借契約を結び以下のア・イに該当する家主

ア 大田区内に建築基準法施行令の新耐震基準※に適合している物件を所有していること（建築基準法等に違反する建築物でないこと）

※昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物

※床面積が原則 16 ㎡以上であること

イ 新たに補償保険に加入すること

※月払いタイプで各戸別に加入する保険

※残存家財片付け費用、葬儀費用等を対象とする保険

【助成額】

保険料の実費額

（年度ごとに入居対象世帯あたり 16,000 円を限度とします）

相談窓口

窓 口	場 所	電話/FAX番号
大田区高齢福祉課 高齢者支援担当	区役所本庁舎3階 11番窓口 大田区蒲田5-13-14	電話 5744-1449 FAX 5744-1522

大田区高齢者住宅契約家主助成金手続きの流れ

対象となる方は、「大田区生活支援付すまい確保事業」に申込みをした高齢者世帯と入居契約を締結し、対象保険に加入する家主です。

高齢福祉課 高齢者支援担当窓口で申込み

【手続きに必要な書類】

- 申請書（区が委託した事業者からお渡しします）
※申請書の「借主個人情報提供同意欄」は必ず入居者全員の記名・押印が必要となります。
- 賃貸借契約書の写し
- 補償保険加入契約書の写し及び領収書の写し
- 家主の方の振込先の口座がわかるもの（通帳等）
- 印鑑（朱肉を使用するもの。シャチハタは不可）



大田区高齢者住宅契約家主助成金交付（又は不交付）決定通知書の送付

- 『申請書』等を区で審査した後、通知書を送付します。



助成金請求書を高齢福祉課高齢者支援担当へ提出

- 交付決定取消要件（※）にあたる場合は交付決定取消通知書を送付し、助成金の交付はできません。
※偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき等は、返還していただく場合があります。



区から家主の口座へ助成金を振込